

岩手県告示第94号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた大船渡港港湾計画を次のとおり変更した。

令和2年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 港湾計画の変更の概要

大規模地震対策施設計画

以下の施設について、大規模地震が発生した場合に、物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

野々田地区 水深7.5m 岸壁1バース 延長130m（既設の変更計画）

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター